

高齢者の 4人に1人が認知症!?

知って学べる成年後見制度・市民後見人

🎤 講演 🎤

「成年後見制度を支える市民後見人の役割について」

講師 ポプラ法律事務所 弁護士 岡本 毅 氏

日時 令和 5 年 9 月 20 日 (水) 14:00~16:00

場所 八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ (八潮市鶴ヶ曽根414-1)

対象者 市内在住・在勤の方

定員 30人(申込み順) 参加費 無料

申込方法 令和5年9月11日(月)までに、電話等でお申込み下さい

申込み・
問合せ先 八潮市社会福祉協議会
TEL 048-995-3636 FAX 048-995-5287
月~金曜日(祝日除く)8:30~17:15

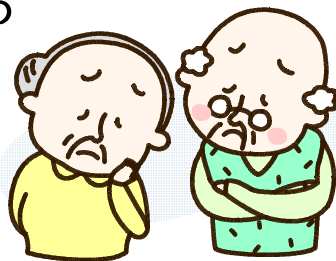
成年後見制度とは...

認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方の援助者を法律的に定めることで、その方の預貯金等の財産を管理したり、介護などのサービスを利用できるように契約を結んだりして権利利益を守る制度です。

親が認知症になり 銀行・不動産の
手続きが出来ない



障がいのある子の
将来が心配



年金が本人のために使われない、
上手く使えない



施設や入院の支払を
する人がいない

——— このようなとき、成年後見人がご本人の代わりに手続きを行います ———